

執筆原稿（前史）に係る修正意見等整理表

資料 1

章	節	頁	行	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第一章		1	30	【安平D遺跡】 「刀子」は現代の短刀や小刀を意味しており、分かりやすく表記する必要がある。	●記述を修正 「刀子（短刀）」と記載する。	●対応方針のとおり。
第二章	第一節	3 4	2 11	【開基】 「早来町開基の地であるフモンケ地区」とあるが、「安平村」または「旧早来町」と記述すべきではないか。以下「追分町」も同様	●記述を修正 「旧早来町」に修正する。 ≪補足≫ 前史については、旧町史に記載のある出来事を要約していること、また、明治25年8月1日を追分町の開基としていることから、それぞれ旧町の開基として整理。なお、合併以降については「安平町の開基」または「本町の開基」として整理	●対応方針のとおり。
第二章	第一節	3	5	【先駆者等の出身地記載】 その地域のルーツを知るため、記載されている先駆者の出身地を記載することができないか。（井上利三郎、佐々木駒吉など）	●記述を修正 次のとおり記載する。 「新潟県人の井上利三郎」 なお、佐々木駒吉は現函館市で生まれ、妻ヤエは石川県生まれで結婚後に札幌へ、その後美々へ移住しフモンケ地区に入植しており、これらすべてを記載することで逆に読みづらくなることから、記載をしないこととする。	●対応方針のとおり。
第二章	第一節	3	7	【出典（旧町史）の記載】 基本的にはすべて旧町史が基になっているので、出典（旧町史）の記載は不要ではないか。	●記述を削除 文章の流れで不要な記載は削除する。	●対応方針のとおり。
第二章	第一節	3 4	24 21	【町名の表記】 当時の町名表記とするのか現在の町名を使うのか、明確にする必要がある。	●記述を修正 「むかわ（鷓川地区）」に修正し、鷓川・穂別の記載がある場合は、「むかわ（鷓川・穂別地区）」と記載する。	●他の旧市町の表示に併せ次のとおり修正。ただし、初出の場合に限る。 「鷓川（現むかわ町鷓川地区）」 「鷓川・穂別（現むかわ町穂別地区）」
第二章	第一節	3	28	【北海道炭礦鉄道会社】 「炭礦」と「炭砒」が混在しているため、どちらかに統一する必要はないか。	●記述を修正 「炭礦」に統一する。	●対応方針のとおり。
第二章	第一節	4	8	【鍬がおろされた】 旧町史では「鍬がおろされた」と「クワが下ろされた」が混在しており、どちらが正しい表記なのか。	●記述を修正 いずれも誤りではないが、意味を寄り明確にするため「鍬が下ろされた」に修正する。	●対応方針のとおり。
第二章	第一節	4	25	【早来神社の創設】 神社の場合「創建」の例が多いように思われる。なお、追分八幡神社では「創祀」と記載している。これは鶴岡八幡宮からの分祀の意味で使用。	●要確認 「創建」に修正を行う。ただし、追分八幡神社のように分祀ではないか確認を行い、分祀の場合は文言を調整する。	●「創祀」に修正 「創祀」とはその場所に神様を祀ることで、「創建」はその社殿を最初に建てることを表し、順序的には「創祀」があって次に「創建」があると言われているが、早来神社、追分八幡神社ともに創建ではなく「創祀」という表現を使用していることを確認 また、追分八幡神社については、分祀をまつる意味で「創祀」としているのではないことも確認 なお、神社によっては「創建」や「創設」という言葉を使うところもあり、当時、旧町史を執筆する際に聞き取りをした神社関係者からそのような意見があった可能性がある。
第二章	第二節	5	15	【鳥取団体の移住】 旧町史を引用しているため補足説明が必要ではないか。	●記述を追記 次のとおり加筆する。 『農業に従事することを目的に、岩見沢方面から早来の地に集団で再移住した鳥取県人を「鳥取団体」と呼んでいる。』	●対応方針のとおり。

章	節	頁	行	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第二章	第四節 第五節	6 8	14 20	【月数・年数の表示】 月数は「ヵ月」、年数は「ヵ年」と記載されているため統一が必要ではないか。	●記述を修正 「ヵ月」、「ヵ年」に統一する。	●対応方針のとおり。
第二章	第四節	6	14	【高橋村長の在任期間】 高橋村長の在任期間が八ヵ月と記載されているが、「七ヵ月」ではないか。	●要確認	●「七ヵ月」に修正 早来町史では「八ヵ月」と「七ヵ月」が混在しており、早来町史発刊後に編さんされた追分町史にはいずれも「七ヵ月」と記載されている。 ※実質在任期間：7ヵ月15日間
第二章	第四節	6	16 ～ 19	【入植地の記載】 ニタッポロは守田重兵衛のみ。安東定次郎は下安平、大谷鉄蔵は安平の一部、上野初太郎は東遠浅であり、表記方法について検討が必要	●記述を追記 それぞれの入植地を追記する。 守田重兵衛（早来守田） 安東定次郎（早来源武） 大谷鉄蔵（安平） 上野初太郎（東遠浅）	●対応方針のとおり。
第二章	第四節	7	20	【西暦の表記】 小見出しを入れないのであれば、初出以外は西暦の記載は不要ではないか。	●記述を削除 執筆要領に基づき校正時に受託者で対応する。	●対応方針のとおり。
第二章	第四節	7	21	【開村当時の人口】 開村当時の人口が一三三人となっており、正しい人数に修正が必要	●要確認	●「一三三二人」に修正 早来町史では「一三三三人」と「一三三二人」が混在しており、早来町史発刊後に編さんされた追分町史にはいずれも「一三三二人」と記載されている。
第二章	第五節	7	5	【時代の明確化】 「この時代」とはいつを指すのか具体的に記載した方が良い。 例)「一方、大正●●年から昭和●年ごろは」	●記述を修正 文脈から想定できると判断したが、「一級町村制時代」と明確に記載する。	●対応方針のとおり。
第二章	第五節	8	6	【本村の表記】 早来町史から引用しているため修正は不要だが、ここ以外に記載の「本村」は「安平村」に統一すべき。	●記述を修正 すべて「安平村」に統一する。	●対応方針のとおり。
第二章	第五節	8	7	【酪農業の振興】 (中略)により省略した内容が長文にならないのであれば記載したほうが良い。	●記述を修正 次のとおり全文を記載する。 「安平村への乳牛導入については、村長であり、産業組合長であった山田忠次郎の酪農振興に対する積極的意欲的な行政手腕が評価されている。」	●次のとおり修正 「安平村への乳牛導入については、村長であり、産業組合長であった山田忠次郎の酪農振興に対する積極的・意欲的な行政手腕が、 全国屈指の酪農地となった旧早来町にその礎石を築いたもので、 」
第二章	第六節	9	24	【開基の記載】 開村50年の経過として明治22年の開基の記載を残すべきか検討が必要	●記述を削除 他の執筆内容のバランスを考慮すると、明治22年の開基の記載は不要と考える。	●対応方針のとおり。
第二章	第六節	9	29	【開村50年記念式典】 式典の内容や記念行事など具体的な記述が必要ではないか。	●記載を見送り 他の執筆内容のバランスを考慮すると、記念行事の具体的な内容まで記載する必要はないと考える。	●対応方針のとおり。
第三章	第一節	10 ～ 11	28 ～ 14	【分村事情】 これまでの歴史的経過の中で、分村事情は非常に重要な出来事であり、過去の歴史(事実関係)を振り返り後世へ継承するためにも、より詳しく記述すべきではないか。	●記述を修正 詳細な文章に加筆修正する。	●対応方針のとおり。

章	節	頁	行	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第三章	第一節	12	4 ～ 11	【分村と農業振興計画】 安平村議会で農政の基本方針を可決した経過については、積寒法に基づく農業振興計画が分村によって実施に支障が来すのではないかということであり、それら村民からの強い要望に基づき、村議会で農政の基本要綱を議決し、農業振興計画を樹立したもののだが、第一節の中では、これら経過が点在しているため文章整理が必要。	●記述を修正 不要な文章を削除し、指摘に沿った流れで文章を整理する。	●対応方針のとおり。
第三章	第一節	12	20	【新農村建設振興計画】 新農村建設振興計画策定時は「早来町」ではないか。	●記述を修正 「早来町」に修正する。	●執筆原稿の文章整理に伴い削除
第三章	第一節	12	30	【本町の表記】 早来村と早来町の記述が混在しているため、「本村」、「本町」の記載を工夫する必要がある。	●記述を修正 短期間に分村や町制施行と大きな出来事が続くため、昭和30年代の記述は「本村」・「本町」は避け、「安平村」・「早来町」とする。	●対応方針のとおり。
第三章	第三節	16 ～ 17	21 ～ 6	【千歳川放水路計画】 昭和57年以降の「千歳川放水路計画」は早来町における歴史的事象と思われるので記載が必要ではないか。	●要検討 早来町史（続刊）を照合のうえ記載を検討する。	●旧早来町では、町政執行方針において主要課題として位置けるとともに、議会議論や国・道への要望活動を行うなど、旧早来町における大きな出来事であることから史実を追記
第四章	第一節	19	17	【追分高等学校（全日制）設置】 昭和二十四年に苦小牧高等学校追分分校（定時制）が設置、同二十六年には追分高等学校（定時制）として独立とあるが、追分高等学校の全日制が最終的にいつ設置されたかを追記する必要がある。	●記述を追記 全日制の設置は昭和二十八年四月一日であり、その旨追記するが、記載方法については要検討	●対応方針のとおり。
第四章	第一節	19	22	【村議会議員選挙当選者】 追分村初の村議会選挙当選者が4名しか記載されていないので、全員の氏名を載せたほうが良いと思う。	●記載を見送り 前史については旧町史を要約・編集していることから、人名に関しては前史を参照していただきたい。 ※「第二章第四節 二級町村制時代」における初村議会選挙でも12人と人数のみ記載	●対応方針のとおり。
第四章	第一節	20	13	【密接不離】 四字熟語として適切か要確認。 例) 密接不可分又は相即不離	●記述を修正 「相即不離」に修正する。	●対応方針のとおり。
第四章	第二節	21	12 ～ 36	【北炭山林の買収と国営農地開発事業】 内容が「第四節 農業振興」と重複している部分があり、読んで違和感があるので、どちらか一方に整理したほうが良い。 また、追分市街地の道有地買収を記述するには、前段に苦小牧地区大規模工業基地建設に伴う代替農地の記載が必要。その他、買収価格や予定価格は不要 なお、宅地用地等の建設用地は、移転代替地として道企業局が買収した旧北炭山林のうち、市街地に隣接する部分（49ha）のみ。	●記述を修正 次のとおり修正する。 18頁14行目から18行目まで、21行目「宅地造成」から19頁2行目「決定された」まで、19頁5行目「が決まり、買収価格は三八八万円であった。」を削除し、19頁6行目の前に次の文章を加筆する。 「なお、宅地用地等の建設用地は、移転代替地として道企業局が買収した旧北炭山林のうち、市街地に隣接する部分（四九畝）であった。」	●第四章第四節から本節に集約し、文章整理のうえ記載
第四章	第二節	21	31	【国営農地開発事業】 農地開発事業が国営事業に格上げされたが、造成面積を記載すべき。	●記述を修正 記載する方向で文章整理を行う。	●第四章第四節から本節に集約し、文章整理のうえ記載
第四章	第二節	22	12 ～ 19	【春日地区国営農地開発事業】 前段の記載内容と重複しているため、文章整理が必要	●記述を修正 修正する方向で検討する。	●第四章第四節から本節に集約し、文章整理のうえ記載

章	節	頁	行	修正意見等	修正意見等への対応方針	執筆原稿への反映
第四章	第二節	22	36	【DLの表記】 蒸気機関車を「SL」の略称で表記すると、ディーゼル機関車の略称「DL」と、型式の「DL51型」の“DL”が混在するので、区別が必要	●要確認 「追分町史」の記述のままだが、追分機関区にDL51型という機関車があったのか不明のため確認をする。	●DLの表記を削除
第四章	第二節	23	21	【追分機関区の車庫】 車庫の改築、再建が行われてきた中で、「現在はわずかにその一部が記念碑として残っている」とは何の一部がどこに残っているのか。	●記述を修正 機関車庫火災で焼失したD51241号機関車の主動輪とプレート入りの煙室扉をコンクリート台座に設置した記念碑を旧鉄道資料館（現鉄道資料保管庫）前に設置していたものであるが、この記念碑は道の駅建設時に解体・撤去したことから、次のとおり修正する。 「道内屈指の規模を誇った車庫であったが、現在では焼失を免れた一部のSL部品が鉄道資料館に保存されているのみである。」	●他の分野史に記載 修正した文章が現在の記述となっており、旧町史の発刊年を超えるため、削除のうえ、「文化財」に記載
第四章	第三節	24	9	【石勝線の駅名】 駅名を当時の表記とするのか現在の表記とするのか、もしくは、文章の頭に「当時」を入れるのか検討が必要	●記述を修正 次のとおり修正する。 「追分線（南千歳－追分間）・紅葉山線（新夕張－占冠間）・狩勝線（占冠－新得間）」	●対応方針のとおり。
第四章	第三節	25	7	【開基90周年分村30周年記念式典】 式典で表彰を受けた開拓功労者5人と永年在住者10人の氏名を載せたほうが良いと思う。	●記載を見送り 前史については旧町史を要約・編集していることから、人名に関しては前史を参照していただきたい。	●対応方針のとおり。
第四章	第三節	節全般		【国営かんがい排水事業安平川地区】 本事業については、昭和57年から事業開始され、当初は安平ダム建設を予定していたものの、社会情勢や農業情勢の大きな変化により中止を余儀なくされた経緯がある。 また、安平ダム建設計画については追分町史に掲載されている第二期追分町総合開発計画書（昭和48年策定）でも触れられていることから、記録として前史に掲載する必要があるのではないかな。	●記載を見送り 本事業については昭和57年に地区調査が開始され平成27年に事業完了。なお、前史については旧町史を要約・編集しているものであり、追分町史には「安平ダム」に関する記載がないことから、分野史（産業と経済）で記載することとしたい。	●対応方針のとおり。
第四章	章全般			【追分中学校の火災】 昭和43年11月22日に追分中学校校舎が全焼したことに触れられていないが、旧町の歴史的にも大きな出来事であり、後世に残しておくためにも記載しておくべき。	●記載を見送り 年代的には第四章第二節「復興期の追分町」における事案であり、旧追分町における大きな出来事であることは認識しているが、前後の文章の流れからも執筆原稿に記載することで違和感を持つため、原稿への記載は見送りたい。	●対応方針のとおり。
第四章	章全般			【町政執行方針の記載】 第三章（早来町）第二節の復興期や第三節の発展期に記載されている町政執行方針の一覧が第四章（追分町）第二節には掲載されておらず整合性がない。中村町政と執行方針の推移が分からないのではないかな。	●記述を修正 修正する方向で検討する。	●第三章第二節及び第三節に記載することとしていた図表を削除し、両町それぞれ、主要年度の町政執行方針並びに復興期・発展期における課題及び事業実績等を文章で記載
第四章	章全般			【記述内容の統一】 第三章（早来町）に関しては「発展期」で総括しており、第四章（追分町）には「発展期」の記述がない。また、第四章（追分町）では農業振興など節を分けて記載しており、第三章（早来町）との統一感がない。 両町共「復興期」「発展期」と内容を集約し、合わせたほうが良いのではないかな。	●記述を修正 修正する方向で検討する。	●両町ともに節区分を「町の成立」、「復興期」、「発展期」とし、第四章第三節及び第四節については、第四章第二節及び第三節にそれぞれ集約し記載
全般				【数の表記】 数の表記が統一されていない。	●記述を修正 執筆要領に基づき記載しているが、最終的には校正時に受託者で対応する。	●対応方針のとおり。